

## 三重県病院薬剤師会奨励賞表彰規程

### (目的)

第 1 条 本規程は、三重県病院薬剤師会（以下、県病薬という）の正会員および特別会員を対象に、県病薬の事業への会員の主体的な参画を促し、質の高い行動を讃えることで、会員の意欲向上と発展、ひいては県病薬の発展に資することを目的とする。

### (表彰の名称)

第 2 条 本規程により県病薬が行う表彰は三重県病院薬剤師会奨励賞（以下、県病薬奨励賞）と称する。

### (県病薬奨励賞)

第 3 条 県病薬の事業に主体的に参画し、質の高い行動を行った県病薬正会員および特別会員に対して、県病薬奨励賞を贈り表彰する。受賞回数に制限を設けない。  
なお、年齢は 45 歳以下とする。

2 県病薬奨励賞の表彰は通常総会において行う。

### (選考委員会)

第 4 条 県病薬奨励賞の選考は、毎年 1 回選考委員会において行う。

- 2 選考委員会は、会長、副会長および常任理事をもって構成する。ただし、県病薬奨励賞の被推薦者は委員から除く。
- 3 選考委員会の委員長は会長が務める。
- 4 奨励賞の業務は地区委員会で行う。

### (改廃)

第 5 条 本規程の改廃は理事会において行うことができる。

第 6 条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は細則に定める。

## 三重県病院薬剤師会表彰規程細則

第 1 条 表彰については、三重県病院薬剤師会表彰規定によるものほか、本細則の規定による。

(県病薬奨励賞)

第 2 条 県病薬奨励賞の選考基準は次によるものとする。

- 1) 県病薬正会員または特別会員
- 2) 別表1の対象項目において高く評価された者

2 規定様式に必要事項を記入し証明書等を添付して、地区委員長へ提出する。

3 県病薬奨励賞の表彰者は3名以内とし、表彰状及び記念品の贈呈を行う。

(改廃)

第 3 条 本細則の改廃は理事会において行うことができる。

### 附 則

本細則は、平成20年4月1日から実施する。

平成21年4月18日 改正

平成22年4月10日 改正

令和5年4月22日 改正

令和7年4月7日 改正

別表1 対象項目（いずれかの項目で申請を行う）

1 国内外の学術誌への論文発表における筆頭著者、県病薬主催もしくは共催の学術大会、研修会、研究会、並びに県病薬が推奨する国内学会における筆頭発表者。（申請書【様式1】による自薦、または、所属施設の薬剤部門長からの推薦書【様式2】に基づき評価する）。ただし、他団体で受賞対象となった成果については、受賞の対象とはならない。なお、様式1、様式2は、申請者または推薦者から所属地区委員へ提出する。

2 県病薬の事業に著しく貢献し、副会長、各委員会委員長、各部会長による推薦を受けた者（推薦書【様式2】に基づき評価する）。

以上を、総合的に評価し、上位より3名以内を受賞候補者として理事会に推薦する。

\* 三重県病院薬剤師会奨励賞申請書（様式1）と三重県病院薬剤師会奨励賞推薦書（様式2）は、三重県病院薬剤師会のホームページをご参照下さい。